

千葉市立高等学校改革推進会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉市教育委員会は、千葉市立高等学校改革（以下「改革」という。）を円滑に推進するため、千葉市立高等学校改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、検討を行う。

- (1) 改革の方向性に関する事項
- (2) 改革の推進に必要な取組に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、改革に係る必要な事項

(組織)

第3条 推進会議の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は教育長、副会長は教育次長の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(検討会議)

第5条 推進会議は、検討会議を設置することができる。

- 2 検討会議は、会長の命を受け、改革の方向性及び改革の推進に必要な取組の原案を作成し、改革の推進に係る課題等の整理、調整を行うことを目的とする。
- 3 検討会議の委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 4 検討会議に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長は学校教育部長、副委員長は学校教育部教育指導課長の職にある者をもってこれに充てる。
- 6 委員長は、会務を掌理し、検討会議を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 第4条の規定は、検討会議について準用する。

(庶務)

第6条 推進会議及び検討会議の庶務は、学校教育部教育指導課が所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

教育長
教育次長
教育総務部長
学校教育部長
参事
教育総務部企画課長
学校教育部学事課長
学校教育部教育指導課長
千葉高校校長
稲毛高校・附属中学校校長

別表第2

学校教育部長
学校教育部教育指導課長
教育総務部企画課長
学校教育部学事課統括管理主事
学校教育部教育指導課統括指導主事
千葉市教育センター副所長
稲毛高校・附属中学校副校長
千葉高校教頭
稲毛高校・附属中学校教頭